	内 容	備考
補助事業者	1. 市町村 2. 公社(地方公共団体が出資している法人をいう。以下同じ。) 3. 農業者 4. 農業者の組織する団体(代表者の定めがあり、かつ、組織及び運営、会計についての規約があるもの。以下同じ。)	
事業実施主体	 公社 農業者 農業者の組織する団体 	
補助対象経費	施設園芸において、環境制御技術及びデータ駆動型農業を導入・実践するために必要があると認められる下記の機器のリース導入または資材等の導入に要する経費。 1. 環境制御装置 (1) 環境測定装置 (2) 炭酸ガス発生機 (3) 濃度コントローラー (4) 局所施用ダクトファン (5) 技術のステップアップにつながる環境制御機器(湿度管理、日射比例による水管理等の機器、統合環境制御コントローラー、自動開閉装置等) (6) 環境制御に係る新技術(電解水素水発生装置、ニラでの電照等、公的研究機関又は農業振興センターによる実証データがあり、効果が認められた機器類) 2. データ駆動型農業の実践に必要な通信機器 (7) I o Pクラウドへハウス環境データを送信するための通信装置(施工費及び設定費を含む。) 3. 省力化・高度化につながる機器又は資材 (8) 出荷調製機器 (9) その他省力化・高度化につながると知事が認める機器・資材	(1)は、補助事業により 導入した既存の環境測定装 置が耐用年数を経過し、かっ、IoPクラウドへハウス 環境データを送信する場合 の高度化を含む。 (4)から(9)までは、 環境測定装置又は炭酸ガス 発生機を既に導入している場合か、同時に導入する。 ただし、(8)の 場合は、出荷調製機器を利用する農産物を生産する園 芸ハウス全てに、環境測定 装置又は炭酸ガス発生機を 既に導入している場合に 、環境入している場合に 、同時に導入する場合に 、同時に導入する場合に 、同時に導入する場合に 、同時に導入する場合に 、同時に導入する場合に 、同時に導入する場合に 、同時に導入されている機器 又は資材の更新導入は補助 対象としない。
補助率	・本体価格の2分の1以内。ただし、リース期間完了時に残存価格を設定する場合については、リース物件購入価格(税抜き)から残存価格を減じた本体価格の2分の1以内とする。 ・IoPクラウドへハウス環境データを送信するための通信装置は、施工費を含む事業費の2分の1以内、設定費用は定額とする。	県補助金に1,000円未満の 端数が生じた場合は、切り 捨てる。
補助対象 限度額	・2,000 千円/10a・棟 ・出荷調製機器は4,000 千円/台	

品目要件	対象品目は、県の基幹 11 品目(ナス、ピーマン、シシトウ、 キュウリ、ミョウガ、ニラ、トマト、新ショウガ、ハウスミカン、 トルコギキョウ、ユリ)及び地域の重要品目	
	※地域の重要品目については、以下に定めるものとする。 1. 市町村の農業経営基盤強化促進基本構想に位置付けられる品目	
	2. JAの産地振興計画等に位置付けられる品目	
	3. 市町村が地域の担い手として認定している認定農業者、認定	
	新規就農者が栽培する品目	
その他要件	・事業実施主体(農業者等)は、IoPクラウドへの利用登録を	
	行うこと。併せて、IoPクラウドへのハウス環境データ又は	
	出荷データのいずれかを送信すること(導入した環境測定装置	
	がIoPクラウドに対応していない場合を除く)。	
	・出荷調製機器を導入する場合は、環境測定装置等を導入するま	
	たは導入したハウスのうち、1つ以上のハウスで I o Pクラウ	
	ドヘハウス環境データ又は出荷データのいずれかを送信する	
	こと。	
	・ Io Pクラウドへの接続に係る通信料は自己負担とする。	